

高橋英雄記念特別奨学制度 募集要項

本奨学制度は、学園創始者である高橋英雄氏を記念し、美専学園及び関係業界の発展に寄与する学生の育成と学業優秀で経済的支援を必要とする学生の支援を目的に、本学園に在籍する学生のうち、向上心に燃え、人物、学業ともに優秀な者に対して給付する奨学金です。

1. 申請資格 / 本学園の資格を満たす者のうち、以下の条件に該当すること。

《共通》
2026年4月に本学園（北海道芸術デザイン専門学校または北海道医薬専門学校）に入学する方または在籍する方。

■実績選抜奨学生（美専学園と業界の発展に寄与する学生）

入 学 生 ※北海道芸術デザイン専門学校は昼間部のみ対象	
○北海道芸術デザイン専門学校	○北海道医薬専門学校
・全国規模以上の大会やコンペなどにおいて優れた実績がある方 (入賞もしくはベスト8以内)	・学習成績の状況（評定平均値）が4.0以上の方 (一次審査で筆記試験を実施します。)

■経済支援奨学生（学業熱心で経済的支援を必要とする学生）

在 校 生 ※北海道芸術デザイン専門学校は昼間部の2年次のみ対象 ※北海道医薬専門学校は2年次・3年次のみ対象	
・出席率95%以上（特欠を除く）、秀が50%以上、秀・優が履修科目の90%以上を収めた方 ・担任の推薦を受けられる方 ・世帯全体の年間所得が500万円以下であること（扶養家族が3人以上の場合は600万円以下とする）	

*〈特例〉

- ① 世帯主の失業、給与カット等特別な理由がある方 ※世帯主の失業証明書等を提出
- ② 保護者から学費等の資金援助を受けていない方 ※本人通帳からの各種費用引落ページ等を提出

2. 各奨学生の支給額 / 実績選抜奨学生：Aランク 500,000円 Bランク 250,000円 経済支援奨学生：250,000円

3. 申 請 方 法 / 実績選抜奨学生：申請書類取寄せフォームよりお問合せのうえ必要書類を提出

○右記の申請書類取寄せフォームから



経済支援奨学生：担任に申請のうえ、必要書類を提出

4. 申 請 書 類 送 付 先 / 〒001-0024 北海道札幌市北区北24条西8丁目1-12

学校法人 美専学園 入学センター宛

※不明点などございましたら、各校の入学センターまでお問い合わせください

北海道芸術デザイン専門学校 0120-5888-96

北海道医薬専門学校 0120-5888-97 対応時間（両校）/ 平日8:30~17:30

5. 提 出 書 類 / 応募する奨学生によって提出書類が異なります。詳細は下記の表をご参照ください。

< 実績選抜奨学生 >

提出書類	芸術校	医薬校
①高橋英雄記念特別奨学制度申請書	○	○
②在籍高等学校の推薦書（2025年度在籍者のみ）	○	○
③応募理由書	○	○
④入賞した大会やコンペの賞状のコピーまたは実績報告書（芸術校）	○	
⑤高校卒業時の成績を証明する書類（医薬校）		○
⑥個人情報取扱いに関する同意書	○	○

< 経済支援奨学生 >

提出書類	芸術校	医薬校
①高橋英雄記念特別奨学制度申請書	○	○
②担任の推薦書	○	○
③応募理由書	○	○
④成績証明書	○	○
⑤世帯全員の2025年度所得証明書 (2024年1月1日~12月31日までの所得)	○	○
⑥個人情報取扱いに関する同意書	○	○
※〈特例〉に該当する方はその旨を証明する書類も提出	○	○

6. 申 請 期 間 / 実績選抜奨学生：2026年3月2日(月)~2026年3月27日(金) 経済支援奨学生：2026年4月1日(水)~2026年4月28日(火)

7. 選考方法・選考日程 / 実績選抜奨学生

【一次審査】書類選考：2026年4月中旬

※医薬校は筆記試験も実施（英語数の3教科から出題 / 50分）

【二次審査】面接：2026年4月下旬

経済支援奨学生

【一次審査】書類選考：2026年5月上旬 【二次審査】面接：2026年5月中旬

8. 決 定 時 期 / 2026年5月下旬

9. 採 用 人 数 / 若干名

10. 支 給 時 期 / 一括納入の方：2026年6月下旬 分割納入の方：在籍年次の学費を全額納入後に支給

申請にあたっての注意事項

- ・入学生は他の特待制度・奨学生制度との併用可。ただし、作品選抜特待（芸術校）・スカラシップ奨学生は併用不可。
- ・本奨学生が不採用だった場合、スカラシップ奨学生に応募が可能です。
- ・本奨学生の採用は、在学中1回を原則とします。
- ・提出いただいた申請書・所得証明書等はどのような事情があつても返却いたしません。
- ・採用後に申請書記載事項に虚偽の事実が発覚した場合、または本学を留年、中途退学、国家試験不合格、その他懲戒に該当するような行為があつた場合や本奨学生として著しく適正を欠くと認められた場合は、奨学生としての資格を取り消し、奨学金の全額返還を求めます。